

# 生活介護

## 質問1(生活介護サービス費)

個別支援計画に定めた標準的な支援時間の算定について、曜日によって、サービス提供時間が変わるなどする場合は、どのように標準的な支援時間と判断するのか。

(答)

週の支援予定表(別紙参照)を作成する等、曜日ごとに標準的な支援時間を検討し、個別支援計画に位置付ける必要がある。

なお、全ての曜日で標準的な支援時間が同一の場合は、必ずしも曜日ごとの標準的な支援時間を盛り込む必要はないが、全ての曜日で同一であることを記載するのが望ましい。

## 質問2（生活介護サービス費）

強度行動障害を有する者が、障害特性に係る理由により9:30～15:00(送迎サービスあり)の標準予定時間どおりに来園されず、実際の支援時間が15:00～18:00となった場合(営業時間8:30～17:00)は、予定のサービス提供時間の報酬単価となるか。

(答)

その日の所要時間が、道路状況や天候、本人の心身の状況等のやむを得ない事情により標準的な時間よりも短くなった場合は、標準的な時間で算定可能であるため、個別支援計画どおり「5時間以上6時間未満」の区分で算定できる。

なお、延長支援加算は9時間以上の支援を評価するものであるため、営業時間を超えていたとしても、当該加算は算定できない。

### 質問3（生活介護サービス費）

家族による送迎の場合は8:30～17:00のサービス提供時間、施設による送迎の場合は9:30～15:00のサービス提供時間となる利用者については、標準的な支援時間の設定はどうか。

（答）

個別支援計画の作成時に異なる提供時間が想定される場合は、それぞれのパターンに応じた標準的な支援時間を個別支援計画に盛り込み、実際の送迎の方法に応じて日ごとに基本報酬の区分を分けて請求すること。

## 質問4(生活介護サービス費)

障害者支援施設の昼間実施サービスとして行う生活介護の基本報酬の上限は7-8時間とのことだが、営業時間を9:00～18:00(9時間)としており、サービス提供時間の実績も9時間で記録しているが問題ないか。

また、生活介護のサービス提供時間が変われば、施設入所の営業時間もそれに伴い、変更が必要か。

(答)

障害者支援施設が昼間実施サービスとして行う場合の生活介護の前後の時間は施設入所支援でのサービスとなる。そのため、各サービスの営業時間に関わらず、最長の算定可能な時間区分は7時間以上8時間未満となっている。ただし、あくまで報酬算定上のルールであるため、施設ごとの生活介護の営業時間が8時間以上であっても問題ない。

なお、この場合延長支援加算は算定できない。

## 質問5(延長支援加算)

標準的な支援時間が9:00～17:30(8.5時間)である利用者が、利用者や利用者の介護者等の事情でその日の支援時間が8:00～17:30(9.5時間)となった場合のように、提供の開始時間が早くなったことで支援時間が9時間以上となる場合も延長支援加算の対象となるか。

(答)

対象となる。

## 質問6(常勤看護職員配置加算)

利用者定員に応じて、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数を乗じて得た単位数を加算することとされているが、当日医療的ケアが必要な者が利用していなくても算定できるか。

(答)

開所日ごとに、医療的ケアを必要とする者に対してサービスを提供したか否かが要件となるため、医療的ケアを必要とする者が利用していない日については算定できない。

なお、医療的ケアを必要とする者にサービスを利用する日については、医療的ケアを必要とする者に限らず、当該事業所を利用する者全員に加算される。

## 質問7(入浴支援加算)

入浴支援加算の対象者は重症心身障害者及び医療的ケアを必要とする者であるが、対象者であるか否かの確認は、どのようにするのか。

(答)

それぞれ以下の要件を満たしていることを確認してください。

・重症心身障害児

・・・重度の知的障害(A、A1、A2)及び重度の肢体不自由(1級、2級)が重複している障害者をいう。

・医療的ケアを必要とする者

・・・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者をいう。(医ケアスコアの14項目のいずれかに該当する者)

## 質問8(入浴支援加算)

通院で透析を週3回されている利用者で、当施設の看護師がシャントの確認(聴診器で確認している)と入浴介助をおこなってるが、入浴支援加算を算定できるか。

(答)

質問6での回答のとおり、重症心身障害者又は医療的ケアを必要とする者である場合のみ算定できる。



# 短期入所

## 質問9（重度障害児・障害者対応支援加算）

当該加算は障害支援区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3の利用者の数が、当該指定短期入所事業所等の「利用者数」の100分の50以上である場合に算定できるが、その日の利用人数に対して、100分の50を乗じて得た数以上の対象者がいる場合に加算するものか。

例えば、その日の利用者が1人であり、当該1人の利用者が区分6の場合、その日の利用者数の100分の50である0.5人以上の対象者がいるため加算可能と考えてよいか。

（答）

お見込みのとおり。

# 施設入所支援

## 質問10(地域移行等意向確認)

指定障害者支援施設においては、地域移行支援を推進するための措置を講じなければならないこととなったが、運営規定に入れ込むべき事項やひな形、域移行等意向確認等に関する指針のひな形、意向確認のマニュアル(手順)を教えてください。

(答)

令和8年3月31日までは経過措置により努力義務となっているため、今後厚生労働省より発出される通知・事務連絡等を参考に、順次案内する予定である。

## 質問11(通院支援加算)

通院支援加算を算定する場合でも、通院にかかる送迎の燃料費(実費)は、利用者負担として徴収可能か。

(答)

燃料費相当額については、サービス提供に関係のない費用として、利用者から負担を求めることは差し支えない。

なお、厚生労働省から詳細が示されていないため、今後の通知・事務連絡等で取扱いが変更となることもある。

## 質問12(通院支援加算)

通院(受診)の後、薬を看護師のみで取りに行っても通院加算の対象としてよいか。

(答)

入所者が病院又は診療所に通院する際に、当該障害支援施設の職員が同行した場合に加算するものであることから、通院に同行をしているのであれば加算の算定ができる。